

都市の低炭素化の促進に関する法律〔低炭素建築物新築等計画〕（令和7年4月1日より適用）

		低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料				低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料				
添付	種別	山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例 第3条第2項				山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例 第3条第3項				
		床面積(㎡)		手数料額		手数料額				
適合証等有	住宅	一戸建ての住宅	～ 200 ㎡ 未満		4,000		既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 ＋ 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一			
			200 ㎡ 以上 ～		4,000					
		一戸建ての住宅 以外の住宅	～ 300 ㎡ 未満		9,000					
			300 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		19,000					
			2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		43,000					
	非住宅	工場等以外	5,000 ㎡ 以上 ～		78,000		既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 ＋ 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一			
			～ 300 ㎡ 未満		9,000					
			300 ㎡ 以上 ～ 1,000 ㎡ 未満		16,000					
			1,000 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		26,000					
			2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		78,000					
			5,000 ㎡ 以上 ～ 10,000 ㎡ 未満		124,000					
			10,000 ㎡ 以上 ～ 25,000 ㎡ 未満		157,000					
		工場等	25,000 ㎡ 以上 ～		197,000					
			～ 300 ㎡ 未満		9,000			既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 ＋ 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一		
			300 ㎡ 以上 ～ 1,000 ㎡ 未満		16,000					
			1,000 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		26,000					
			2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		78,000					
			5,000 ㎡ 以上 ～ 10,000 ㎡ 未満		124,000					
			10,000 ㎡ 以上 ～ 25,000 ㎡ 未満		157,000					
25,000 ㎡ 以上 ～		197,000								
適合証等無	住宅	一戸建ての住宅	仕様基準		～ 200 ㎡ 未満		17,000		既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 ＋ 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一	
			200 ㎡ 以上 ～		18,000					
			仕様・計算法併用		～ 200 ㎡ 未満		24,000			
			200 ㎡ 以上 ～		27,000					
		一戸外建ての住宅	仕様基準	計算法		～ 200 ㎡ 未満		33,000		
				200 ㎡ 以上 ～		37,000				
				～ 300 ㎡ 未満		32,000				
				300 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		55,000				
			仕様・計算法併用	2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		101,000				
				5,000 ㎡ 以上 ～		153,000				
				～ 300 ㎡ 未満		49,000				
				300 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		84,000				
		非住宅	工場等以外	2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		146,000				
				5,000 ㎡ 以上 ～		214,000				
				～ 300 ㎡ 未満		67,000				
			工場等	モデル建物法	300 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		112,000			
					2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		192,000			
					5,000 ㎡ 以上 ～		275,000			
	～ 300 ㎡ 未満				85,000					
	300 ㎡ 以上 ～ 1,000 ㎡ 未満				108,000					
	モデル建物法以外	1,000 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		143,000						
		2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		231,000						
		5,000 ㎡ 以上 ～ 10,000 ㎡ 未満		302,000						
		10,000 ㎡ 以上 ～ 25,000 ㎡ 未満		363,000						
		25,000 ㎡ 以上 ～		426,000						
	備考	工場等	モデル建物法	～ 300 ㎡ 未満		85,000		既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 ＋ 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一		
				300 ㎡ 以上 ～ 1,000 ㎡ 未満		108,000				
				1,000 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		143,000				
				2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		231,000				
				5,000 ㎡ 以上 ～ 10,000 ㎡ 未満		302,000				
			モデル建物法以外	10,000 ㎡ 以上 ～ 25,000 ㎡ 未満		363,000				
				25,000 ㎡ 以上 ～		426,000				
				～ 300 ㎡ 未満		107,000				
				300 ㎡ 以上 ～ 1,000 ㎡ 未満		135,000				
		備考	モデル建物法	1,000 ㎡ 以上 ～ 2,000 ㎡ 未満		176,000				
				2,000 ㎡ 以上 ～ 5,000 ㎡ 未満		275,000				
				5,000 ㎡ 以上 ～ 10,000 ㎡ 未満		353,000				
				10,000 ㎡ 以上 ～ 25,000 ㎡ 未満		422,000				
				25,000 ㎡ 以上 ～		491,000				
			○法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第二第二号の金額を加算する。							
			○「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関の業務を行うものに限る。)が作成した技術的審査適合証、又は設計住宅性能評価書(断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。)の写しをいう。							